

平成 30 年度地方公共団体の財政の健全化
に関する法律に基づく健全化判断比率
審査意見書

神奈川県監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 8 月 29 日付けで提出があった平成 30 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、同比率に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和元年 10 月 4 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣

同 太 田 眞 晴

同 吉 川 知 恵 子

同 桐 生 秀 昭

同 松 崎 淳

第1 審査の対象

平成30年度決算に基づき、知事から提出された下表の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。算定の基礎となる事項の概況は第4のとおりである。

比 率 名	平成30年度算定比率	参 考	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	15%
実質公債費比率	10.3%	25%	35%
将来負担比率	120.3%	400%	

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条及び第8条による。

第2 審査の内容

審査は、次の点を主眼として行った。

- ① 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、それに基づく健全化判断比率は正確であるか
- ② その他健全化判断比率について意見書に記載すべきことはないか

第3 審査の結果

1 健全化判断比率の正確性について

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、水道事業会計において、流動負債の金額及びPFI建設事業費等の金額^(注)がそれぞれ28,199,982円過大となっていたものの、健全化判断比率の算定には影響を及ぼさないものであった。このことを除き、同書類

は適正に作成されており、それに基づく健全化判断比率は正確なものと認められた。

(注) PFI 建設事業費等の金額は、資金剰余額の算定に当たり、流動負債の金額から控除される金額である。

2 健全化判断比率の動向について

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、実質収支額と連結実質収支額が黒字であることから前年度と同様に算定されない。

実質公債費比率は、一時期急増した臨時財政対策債の発行が減少したこと等により、前年度に比べて0.2ポイント低下し、改善している。

将来負担比率は、一般会計等地方債現在高が減少したこと等により、前年度に比べて5.9ポイント低下し、改善している。

第4 審査対象の概況

1 実質赤字比率（早期健全化基準3.75%、財政再生基準5%）

実質赤字比率は、実質収支額が49億余万円の黒字であることから算定されない。

(百万円)

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
分子	一般会計等の実質赤字額 (黒字額)	— (7,548)	— (7,113)	— (5,176)	— (6,399)	— (4,952)
分母	標準財政規模	1,371,079	1,418,897	1,433,235	1,286,649	1,293,019
実質赤字比率		—	—	—	—	—

2 連結実質赤字比率（早期健全化基準 8.75%、財政再生基準 15%）

連結実質赤字比率は、連結実質収支額が 901 億余万円の黒字であることから算定されない。

(百万円)

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
分子	連結実質赤字額 (黒字額)	— (83,110)	— (83,721)	— (82,171)	— (79,558)	— (90,162)
分母	標準財政規模	1,371,079	1,418,897	1,433,235	1,286,649	1,293,019
連結実質赤字比率		—	—	—	—	—

3 実質公債費比率（早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）

実質公債費比率は 10.3% で、早期健全化基準を 14.7 ポイント下回っている。

(百万円)

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
分子 (A)	元利償還金等：(①+②+③+④)－(⑤+⑥)	157,162	138,997	129,244	115,499	116,333
	① 公債費	317,689	306,118	299,274	292,968	297,719
	② 公債費充当公営企業繰出金	4,396	3,924	3,465	3,267	3,176
	③ 公債費充当一部事務組合繰出金	838	720	560	410	262
	④ 公債費に準ずる債務負担行為額	3,384	3,131	2,687	2,315	2,136
	⑤ 特定財源の額	10,505	9,599	8,208	7,812	6,581
	⑥ 算入公債費等の額	158,640	165,298	168,533	175,648	180,379
分母 (B)	算入公債費等を控除した標準財政規模：⑦－⑧	1,212,438	1,253,599	1,264,701	1,111,000	1,112,639
	⑦ 標準財政規模	1,371,079	1,418,897	1,433,235	1,286,649	1,293,019
	⑧ 算入公債費等の額	158,640	165,298	168,533	175,648	180,379
(A) / (B)		13.0%	11.1%	10.2%	10.4%	10.5%
実質公債費比率(3か年平均)		11.9%	12.0%	11.4%	10.5%	10.3%

(注) 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。

4 将来負担比率（早期健全化基準 400%）

将来負担比率は120.3%で、早期健全化基準を279.7ポイント下回っている。

(百万円)

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
分子	将来負担すべき実質的負債：①－②	1,733,266	1,659,143	1,606,592	1,403,060	1,339,286
	① 将来負担額	4,894,665	4,852,336	4,831,086	4,664,386	4,617,386
	ア 一般会計等地方債現在高	4,280,180	4,251,894	4,255,419	4,256,599	4,229,332
	イ 債務負担行為に基づく支出予定額	25,119	22,565	20,396	18,548	16,827
	ウ 公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額	37,507	34,916	32,713	29,808	27,884
	エ 組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額	1,941	1,290	774	388	137
	オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額	537,849	529,962	508,823	344,444	328,796
	カ 設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額	12,070	11,709	12,962	14,599	14,409
	キ 連結実質赤字額	-	-	-	-	-
	ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額	-	-	-	-	-
	② 充当可能財源等	3,161,399	3,193,193	3,224,494	3,261,326	3,278,099
	ケ 将来負担額に充当可能な基金	640,582	667,619	693,780	749,957	795,631
	コ 充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等)	128,078	115,142	107,932	97,209	89,733
	サ 地方債現在高等に係る交付税措置見込額	2,392,739	2,410,432	2,422,781	2,414,161	2,392,735
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模：③－④	1,212,438	1,253,599	1,264,701	1,111,000	1,112,639
	③ 標準財政規模	1,371,079	1,418,897	1,433,235	1,286,649	1,293,019
	④ 当該年度公債費等交付税措置額	158,640	165,298	168,533	175,648	180,379
	将来負担比率	142.9%	132.3%	127.0%	126.2%	120.3%

(注) 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。